

申請書作成に当たっての注意事項

- 1 一連の申請書類等には、必ず実印を使用してください。(印鑑登録証明書も必要です。)
- 2 捨印は任意です。(捨印がある場合は、軽微な訂正であれば可能になります)
- 3 金額欄「5 補助金交付申請額」だけは、訂正できません。書き誤った場合は申請書を書き直してください。
- 4 修正液、修正テープ等の使用がある場合は受け付けられませんので、使用しないでください。
- 5 補助の要件となりますので「12 太陽熱利用システムの導入検討」に忘れずにチェックをお願いします。
- 6 提出は1部で結構ですが、申請書の1枚目だけコピーを持参してください。
- 7 各欄の下段の注意事項を必ずお読みください。また、記載例も参考にしてください。

添付書類について

(確認したら□にチェックを)

印鑑登録証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの)

事務代行届

申請者本人以外が手続きをする場合は、必ず提出してください。

現況写真 (カラー)

家全体の写真で、撮れれば設置予定の屋根面の写っている写真。新築の場合は、現在の建築状態の分かる写真を提出してください。また、工事完了後の写真と照合しますので、周りの家や構造物などの目印になるような物が写っている写真としてください。

同意書

建物所有者が申請者以外に存在する場合、申請者以外のすべての方の同意書が必要です。作成の際は、夫婦や親子であっても、それぞれ違う印を使用してください。同じ印ですと、本当に同意を取っているか確認できません。なお、同意者の印は認印でもかまいませんが、スタンプ印 (シャチハタ等) は不可とします。

太陽光パネルの設置計画図

パネルの枚数と配置がわかる図面を添付してください。

工事請負契約書の写し

収入印紙が貼られていて、申請者と施工店の両方の捺印があるもののコピーをお願いします。注文書と請書の場合は、両方のコピーをお願いします。この場合、注文書には申請者の捺印が、請書には施工業者の代表者印等があり、収入印紙が貼られていることが必要です。また、契約年月日、契約金額、工事場所、工期等の主要事項の記載がある部分については、必ずご提出ください。工事費全体の内訳書や明細書は不要です。

補助対象工事の内訳書

補助対象の工事費用及び工事期間について契約業者に証明していただく書類ですので、必ず提出をお願いします。新築等の場合で、契約者が連名になっている場合は、申請者が単独で太陽光発電システムの工事費を負担することの証明が必要です。請負人の印については、原則契約書と同じ印を押して下さい。認められる例外についてはJ-PECのホームページの「事務代行者の印の組み合わせ例 (http://www.j-pec.or.jp/faq/doc/h22_insanko.pdf) を参考にしてください。また、手続き代行者が契約業者である場合に限り、担当者の印でこの書類の訂正を認めますので、申請時には担当者印をお持ちください。

申請者本人の宛先を記入し80円切手を貼付した返信用封筒 (定形第1種)

補助金交付決定通知書又は不交付決定通知書を申請者に郵送するための封筒です。必ず、申請者に届く宛先を記載してください。

補助金交付申請書の1枚目(第1号様式(その1))のコピー

受理の証明として受付印を押してお返しいたしますので、コピーを一枚ご持参ください。

